

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

令和4年11月15日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類及び名称

岳南広域都市計画区域区分

岳南広域都市計画臨港地区 田子の浦臨港地区

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

（郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

静岡県田子の浦港管理事務所

（郵便番号417-0015 富士市鈴川町2番1号）

富士市役所都市整備部都市計画課

（郵便番号417-8601 富士市永田町一丁目100番地）

4 縦覧期間

令和4年11月15日（火）から令和4年11月29日（火）まで

（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）